

6	保険子会社に対する与信全般の同一人与信規制対象からの除外	保険子会社に対する与信全般を同一人与信規制(*)の対象外とすることを要望する。 (*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。	・2011年12月の「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方WG」報告書にて、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、(中略)問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受け、株式は2012年7月に同一人与信規制から除外された。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付を受ける場合があり、高格付は、他社対抗上、競争力の源泉となっている。こうした中で、親会社による債務保証が規制上の限度額に達し、制約が生じる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招く恐れがある。 ・加えて、グローバルなグループ経営の高度化に伴い、保険子会社に対する貸付けなど、債務保証以外の与信の活用事例も出ている。近年の海外拠点の事業拡大や為替相場の振れ幅に鑑みると、これらも将来的に限度額に達する可能性がある。 ・また、銀行業界では、2020年4月に改正銀行法施行規則が施行され、子会社等への与信規制は撤廃されている。 ・さらに、保険業界では、2025年度から経済価値ベースのソルベンシー規制が導入され、リスク管理が高度化される。保険子会社への与信についても、経済価値評価導入によって、より子会社の実態に即したリスク評価が可能となり、その結果を踏まえたアクションが可能となる予定である。 ・これらの理由から、保険子会社に対する与信全般について規制撤廃を要望するもの。	①法律・政令が根拠	保険業法第97条の2第2項、 保険業法施行規則第48条の3 第1項第1号二、第2項第1号イ	金融庁
7	確定拠出年金「死亡一時金を受け取ることができる遺族」に同性パートナーを含める	死亡一時金を受け取ることができる遺族に同性パートナーを含めることを要望する。	確定拠出年金制度の死亡一時金を受け取ることができる遺族の範囲に「配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」との規定があるが、現在、同性パートナーは配偶者として認められておらず、生前に受取人として指定することもできない。 外資系企業や在日外国人から、本国との取り扱いの違いについての疑問と制度改正要望が寄せられている。 死亡一時金を受け取ることができる遺族の範囲には「生計維持関係のない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」まで含まれることと比較して、同性パートナーは死亡した加入者本人にとって親密度が高く、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として取り扱うことが望ましいと考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第41条	厚生労働省
8	確定拠出年金指定運用方法の選定・提示の義務化	指定運用方法の選定・提示を義務化することを要望する。	確定拠出年金制度では、拠出した掛金を運用することにより、高齢期に給付を受ける制度だが、指定運用方法が選定・提示されていない制度において、加入者が運用の指図を行わなかった場合、未指図個人別管理資産として管理され続けることとなる。 指定運用方法が選定・提示されていないため、実態として未指図個人別管理資産として滞留している資産が一定量存在している。運用をすることが前提の制度において、運用をしないまま現金として管理され続けることは、前提となる運用がなされているとは言えず、また加入者の将来の給付額のために長期・積立・分散の利益を享受するためにも、新規の実施事業所(新規の企業型年金規約)においては指定運用方法の選定・提示を義務化し、未指図個人別管理資産の滞留を避け資産運用を行えることが望ましいと考える。 なお、既存の実施事業所(既存の企業型年金規約)においては指定運用方法の選定・提示に年金規約変更が必要となることを踏まえ、努力義務とすることが望ましいと考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第23条の2	厚生労働省
9	DCを一時金で受給する際の退職所得控除について	DCを一時金受給した後、勤務先の退職一時金を受給した場合と、逆の順番で受給した場合との退職所得控除額計算を同じルールとすべき。	DCを一時金受給した後、勤務先の退職一時金を受給した場合は5年経過後に通常の退職所得控除が受けられるのに対し、勤務先の退職一時金を受給した後にDCの一時金を受給する際は、19年経過しないと同等の退職所得控除が受けられない。どちらが先でも退職所得控除額計算を同じルールとすべき。	①法律・政令が根拠	所得税法	厚生労働省
10	受給開始年齢基準の統一	55歳未満で新規加入した場合は60歳受給開始、55歳以上で新規加入した場合は加入から5年経過で受給開始に統一することを希望する。	現在60歳時点で加入期間が10年未満の場合は、5段階に分けて受給開始年齢が決定されるしくみであるが、加入者にとってわかりにくい(複雑)しくみであることから、シンプルな制度に変更することを希望する。60歳以降の新規加入者は加入から5年経過後としているため、「55歳以上で加入した場合の受給は5年経過後」としたい。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法	厚生労働省
11	確定拠出年金制度における拠出限度額の引上げまたは撤廃	退職給付制度は企業の人事政策や財務状況によって決まるべきものであるが、拠出限度額があるために複数の制度を組み合わせた複雑な制度とせざるを得ない場合が生じており、制度の普及・推進の観点から、拠出限度額の撤廃またはさらなる引上げを要望する。 iDeCoについても、国民の高齢期の所得の確保を支援する観点から、拠出限度額のさらなる引上げを要望する。	・企業型DCの事業主掛金は当該企業の給与制度、退職給付制度や財務状況によって掛金額を設定するものであるが、拠出限度額があるために企業型DCのみで退職給付制度を構築できず、他の制度と組み合わせるために、加入者にとって理解の難しい制度となっている場合がある。 ・企業型DCの制度設計の自由度を高めることは、同制度の普及に資すると考えられることから、企業型DCに係る拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討していただきたい。 ・iDeCoについても、さらなる普及・拡充を図ることや、国民が高齢期における所得の確保に係る自主努力を行うにあたっての支援の充実を図る観点から、拠出限度額のさらなる引上げを検討していただきたい。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第20条 確定拠出年金法施行令第11条	厚生労働省
12	企業型年金規約に記載する事項の簡素化	企業型DC年金規約に記載すべき事項が多く、制度導入時および制度変更時における事業主、運営管理機関ともに負担が大きくなっていることから、事業主と運営管理機関との間の契約にかかるものは規約の記載事項から除外することを要望する。	企業型DCを導入する際に承認申請する規約に記載すべき事項が多く、事業主、運営管理機関ともに負担が大きい。また制度導入後に制度変更する場合も、規約に記載している事項が多いことから規約変更が必要な事項となってしまう、一部変更申請の簡素化は進められているものの、依然として負担が大きい。 事業主と運営管理機関との間の契約にかかるものは規約の記載事項から削除し、制度導入時および変更時における事業主および運営管理機関の負担を軽減するためにも規約に記載する事項の削減を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第6条、確定拠出年金法施行規則第5条・第7条	厚生労働省
13	企業型年金規約(変更)の承認申請・届出手続きのペーパーレス化(電子化)	「企業型年金規約(の変更)の承認申請」「同変更の届出」に添付する書類のペーパーレス化(電子化)を要望する。	現在、各種行政手続きが電子申請を導入しペーパーレス化が図られている中、企業型年金規約(の変更)の承認申請や変更の届出は、(変更)承認申請書以下添付書類全てが紙での提出を求められている。これらをペーパーレス化(電子化)し、電子申請を認めることを要望する。電子申請の導入により紙資源の消費量削減、保管スペースの削減、申請・承認手続きの効率化が図られると考える。	②省令が根拠	確定拠出年金法 第3条、第5条、第6条 確定拠出年金法施行規則第3条、第6条、第7条	厚生労働省
14	企業型年金における中退共からの資産移換要件の緩和	企業が中退共を任意で脱退した場合に、資産を企業型DCに移換できるようにする。	・中退共に加入している企業が、ポータビリティの拡充による従業員からの要望等により企業型DCを導入するケースが増加している。このような場合、確定拠出型である中退共から脱退し、中退共で溜まっている資産を企業型DCへ移換したいとの要望は大きい。 ・現行法制度では、中退共からの資産移換は法的要件を満たす場合(共済契約者が中小企業者でない事業主となったとき)のみ認められているが、要件を満たさず資産移換ができないことを理由に企業型DCの導入をあきらめるケースが発生している。 ・従業員に対して老後の資産形成マインドの醸成には企業型DCを活用するのが有効と考える中小企業のニーズを満たすためにも、中退共から企業型DCへの資産移換の要件緩和を希望する。	①法律・政令が根拠	中小企業退職金共済法第8条、第17条	厚生労働省
15	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第4条、第19条、第20条、第69条	厚生労働省

16	iDeCoの拠出限度額の統一	iDeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額（月額2.3万円に統一）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在厚生労働省にて検討されている企業年金（企業型DC・DB）加入者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、（企業型、DBの有無に関わらず）第2号被保険者全体で月額2.3万円に統一することを要望する。 ・上記により、第1号被保険者は月額6.8万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのに有益と考える。 	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省
17	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一化と標準的な企業型年金規約の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局（全国8箇所）毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やししながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と策定し否認されるケースにおいては、両地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やししながら、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めているもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容（掛金設定方法など）については、企業型年金規約の雛型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 <p>本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている（雛型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している）。</p> <p>2022年度・2023年度規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、その後の状況を踏まえてさらなる改善を要望するもの。</p>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第3条、法令 解釈通知等	厚生労働省
18	確定拠出年金 「DC+DBの掛金合算管理」からiDeCoの掛金除外	2024年12月に予定されるDC法改正の「DC+DB合算管理」において、DCの掛金額からiDeCoの掛金額を除外することを要望する。	2024年12月のDC法改正により「DCとDBの合算管理」が行われる予定だが、このDCの中にはiDeCoも含まれ、かつiDeCoには経過措置が適用されないこと、iDeCoの最低掛金額は月額5,000円であることから、iDeCoの掛金拠出が行えない加入者が発生することが考えられる。22年度の法改正では、企業型DC加入者のiDeCo加入が年金規約の変更なしで可能になるなど、iDeCo加入を促進する法改正が行われる一方で、本改正によりiDeCoへの拠出、iDeCoを活用した将来資金の形成が出来なくなる第2号被保険者が発生する。iDeCoは公的年金の補完及び個人の自助努力による老後の生活資金の安定形成を目的に促進されてきたものであり、DBの「他制度掛金相当額」の個人毎の算出、管理が困難な中では、「企業型DC+DB」のみを管理対象として、iDeCoは除外することが望ましいと考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令	厚生労働省